

＜ 改善報告書に対する検討結果（神戸学院大学）＞

〔1〕 概評

2011（平成 23）年度の本協会による大学評価に際し、努力課題として 14 点の改善報告を求めた。貴大学では、大学評価において指摘された課題等に対し、「自己点検評価委員会」が自己点検・評価の計画を立て、各学部・研究科等の「自己点検評価小委員会」に実施を依頼して改善活動に取り組み、各小委員会がこの結果を「自己点検評価委員会」に報告し、「自己点検評価結果検証委員会」において検証を行うという全学的な内部質保証体制を築き、改善に取り組んできた。今回提出された改善報告書からは、大学評価結果における提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。

ただし、次に述べる取り組みの成果が十分に現れていない事項については、引き続き一層の努力が望まれる。

1 年間に履修登録できる単位数の上限設定（努力課題No.6）については、経営学部において、3 年次は 52 単位、4 年次は 56 単位と高く、総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科では、2 年次後期からコース制が設けられているものの、1 年次、2 年次前期では上限が設定されていないので、単位の実質化の観点から改善が望まれる。なお、2016（平成 28）年度より、経営学部の 3・4 年次においては、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 50 単位未満とすることが決定していることから、確実に実施することが望まれる。

学位論文審査基準（努力課題No.9）については、法学研究科修士課程および博士後期課程において学位授与方針を学位論文審査基準とみなすとしていることや、人間文化学研究科修士課程において「修士論文は、学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌等への投稿・掲載、または関連する専門学会での研究発表が可能な程度の内容を含み、形式等が整っていないといけない」というように、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準とみなせないものもあることから、改善が望まれる。

学部の学生の受け入れ（努力課題No.12）については、2015（平成 27）年度の編入学定員に対する編入学生数比率が法学部法律学科で 0.01、経済学部経済学科で 0.05、経営学部経営学科では 0.07 と依然として低く、人文学部人文学科では編入学生がいないため、改善が認められない。2016（平成 28）年度より編入学定員の変更を決定していることから、適切な定員管理に向けた努力が望まれる。

また、研究科の学生の受け入れ（努力課題No.13）については、収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科修士課程で 0.31、経済学研究科修士課程で 0.10、栄養学研究科修士課程で 0.31 と依然として低く、法学研究科博士後期課程および経済学研究科博士後期課程では在籍学生がいないため、一層の改善が望まれる。

〔2〕 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	1 教員・教員組織
	指摘事項	1) 実務法学研究科を除く各研究科において、大学院を担当する教員や研究指導を行う教員の選考に関する規定などが定められていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	【大学全体】 「神戸学院大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第37条において、「本学大学院における授業及び研究指導は本学大学院担当教員がこれを行う。」と明記しているが、各研究科の教員組織の編制方針「担当教員の人事手続（資格要件と選考基準）、資格チェック体制」の策定および明文化を行っていなかった。 【法学研究科】 法学研究科の教員は、法学部担当教員および実務法学研究科担当教員の中から、「大学院法学研究科規則」（以下「法学研究科規則」という。）第1条の3「および「神戸学院大学大学院法学研究科委員会規則」第2条第1項」に基づき任命していたが、大学院担当教員の選考にかかる明文規定は定めていなかった。 【経済学研究科】 経済学研究科の開講科目を構成する各専門分野を経済学部および経営学部で担当している准教授と教授を科目担当者および研究指導教授としていた。 【人間文化学研究科】 人文学部と人間文化学研究科は、募集、採用、昇任について一体運営しており、研究科独自の選考規定などを定めていなかった。 【総合リハビリテーション学研究科】

	研究科が、完成年度に達していなかったため、認可時に文部科学省から合、および〇合と認められた学部教員を、大学院を担当する教員、研究指導を行う教員としていた。 【栄養学研究科】 学部とは区別化した教員組織の編制方針を定めて教育・研究を組織的に支援する体制を構築する必要があったが、研究科としての独自の教員組織の編制方針は示していなかった。大学院担当教員は全員が博士の学位を有していたが、大学院担当教員の資格基準に関する規定などは定めていなかったため、明文化する必要があった。 【食品薬品総合科学研究科】 学部とは区別化した教員組織の編制方針を定めて教育・研究を組織的に支援する体制を構築する必要があったが、研究科としての独自の教員組織の編制方針は示していなかった。大学院担当教員は全員が博士の学位を有していたが、大学院担当教員の資格基準に関する規定などは定めていなかったため、明文化する必要があった。
評価後の改善状況	【大学全体】 2012（平成 24）年度に発足した大学院教育部会で、大学院学則一部改正案および「神戸学院大学大学院担当教員任用規程」（以下「大学院担当教員任用規程」という。）の制定案について審議、検討を行い、2013（平成 25）年 1 月 17 日開催の大学院委員会で審議、承認した（資料 1-1～資料 1-3）。 各研究科の教員組織の編制方針「担当教員の人事手続（資格要件と選考基準）、資格チェック体制」の策定、および明確化、透明性については、2012（平成 24）年度に大学院教育部会で、各研究科と連携して大学院の教育研究組織（大学院担当教員の人事手続および資格チェック体制の明確化と透明性）等の課題に対する検討と策定を行った（資料 1-4）。 2014（平成 26）年度から学士課程および大学院教育に関する全学の方針や課題を協議するために教

		育開発センター委員会を設置した。各研究科と連携して、大学院教育の更なる充実をはかっていく（資料 1-5）。 【法学研究科】 研究科委員会で、法学研究科における「大学院担当教員」の任用基準および手続について継続的に検討を行い、2015（平成 27）年 4 月 28 日の研究科委員会で、「神戸学院大学大学院法学研究科担当教員選考内規」を制定した（資料 1-6～資料 1-12）。 【経済学研究科】 大学院を担当する教員および研究指導教員の選考内規を 2014（平成 26）年度に研究科委員会にて取りまとめ、2015（平成 27）年度より施行した（資料 1-13、資料 1-14）。 【人間文化学研究科】 2013（平成 25）年 2 月 14 日の人間文化学研究科委員会において、「神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格審査内規」および「神戸学院大学大学院人間文化学研究科教員資格基準」を制定した（資料 1-15、資料 1-16、資料 1-17）。その後、上記の内規・基準にしたがって、教員資格審査を行っている。 【総合リハビリテーション学研究科】 大学院担当教員の研究科の認定基準を 2012（平成 24）年 9 月 5 日に総合リハビリテーション学研究科委員会で承認し、研究科所属の教員に周知した（資料 1-18）。その後、大学全体として大学院担当教員任用規程が作成された（資料 1-3）。内容的には食い違いはなく、研究科の認定基準では基準とする論文数などを記載しているため、大学全体の規程より詳細な部分があることを 2015（平成 27）年 3 月に確認したことから、総合リハビリテーション学研究科の認定基準は内規として有効であり、研究科の事務で管理している。 【栄養学研究科】 栄養学研究科では、大学基準協会からの指摘を受け
--	--	---

	て、改善すべき事項を記載した「栄養学研究科自己点検評価カレンダー」を作成し、種々改善を行った。そのことを、冒頭に記述する（資料 1-19）。 大学院担当教員の資格基準案は、研究科委員会（2013（平成 25）年 2 月 13 日開催）にて作成し、制定した（資料 1-20）。2014（平成 26）年度からこの基準により毎年担当教員の資格審査を実施することとなった（資料 1-21）。 【食品薬品総合科学研究科】 食品薬品総合科学研究科では、大学基準協会からの指摘を受けて、改善すべき事項を記載した「食品薬品総合科学研究科自己点検評価カレンダー」を作成し、種々改善を行った。そのことを、冒頭に記述する（資料 1-22）。 大学院担当教員の資格基準は、栄養学研究科委員会、食品薬品総合科学研究科委員会とを合同開催し、制定した（資料 1-20）。2014（平成 26）年度からこの基準により毎年担当教員の資格審査を実施することとなった（資料 1-23）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 1-1 神戸学院大学大学院学則一部改正 資料 1-2 神戸学院大学大学院学則 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/regulations/pdf/gakusoku-dai01.pdf 資料 1-3 神戸学院大学大学院担当教員任用規程 資料 1-4 大学院教育部会議事録（2012（平成 24）年 11 月 22 日） 資料 1-5 神戸学院大学教育開発センター規則 資料 1-6 法学研究科委員会議事録（2012（平成 24）年 10 月 23 日） 資料 1-7 法学研究科委員会議事録（2013（平成 25）年 1 月 22 日） 資料 1-8 法学研究科委員会議事録（2013（平成 25）年 2 月 26 日） 資料 1-9 法学研究科委員会議事録（2013（平成 25）年 3 月 13 日） 資料 1-10 法学研究科委員会議事録（2014（平成 26）年 9 月 23 日） 資料 1-11 法学研究科委員会議事録（2015（平成 27）年 4 月 14 日） 資料 1-12 法学研究科委員会議事録（2015（平成 27）年 4 月 28 日） 資料 1-13 経済学研究科委員会議事録（持ち回り委員会）（2014（平成 26）年 12 月 17, 19 日）

資料 1-14	経済学研究科委員会議事録（教育職員選考内規）（2015（平成 27）年 2 月 16 日）
資料 1-15	神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格審査内規
資料 1-16	神戸学院大学大学院人間文化学研究科教員資格基準
資料 1-17	人間文化学研究科委員会議事録（2013（平成 25）年 2 月 14 日）
資料 1-18	総合リハビリテーション学研究科委員会議事録（2012（平成 24）年 9 月 5 日）
資料 1-19	栄養学研究科委員会議事報告書（2013（平成 25）年 2 月 27 日）
資料 1-20	栄養学研究科委員会議事報告書（2013（平成 25）年 2 月 13 日）
資料 1-21	栄養学研究科委員会議事報告書（2014（平成 26）年 1 月 8 日）
資料 1-22	食品薬品総合科学研究科委員会議事録（メール会議）（2013（平成 25）年 3 月 1 日）
資料 1-23	食品薬品総合科学研究科委員会議事録（メール会議）（2014（平成 26）年 2 月 17 日）

No.	種 別	内 容
2	基準項目	1 教員・教員組織
	指摘事項	2) 栄養学部において、61歳以上の教員の割合が 47.6%と高く、年齢構成に偏りが見られるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	【栄養学部】 専任教員の年齢層は、61～70 歳が 47.6%、51～60 歳が 23.8%、41～50 歳が 19.1%、26～40 歳が 9.5%（合計 100%）であった。栄養学部ではこれまで敷いていた講座制（各講座に教授 1 名、准教授 1 名、助手 2 名から構成）の弊害により教員構成の変化が緩慢となり、人事上の停滞を招いていた。2010（平成 22）年度より部門制（7 部門それぞれに教授各 2 名まで配置）を導入し、併せてあらゆる階層で昇格を業績によって評価する制度を制定することで、人事の流動性を高め年齢構成の改善を目指していたが、評価当時は導入直後であったため、効果が得られていなかった。
	評価後の改善状況	【大学全体】 年齢構成や専門性をはじめとする要素を含んだ教員組織の編制方針については、各学部等の個別の方

	針を尊重し、大学としての特段の方針を定めていない。そのため、栄養学部における年齢構成が高いことについては当該学部において検討を行った。 【栄養学部】 2015（平成 27）年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成は、61～70 歳が 33.3%、51～60 歳が 22.3%、41～50 歳が 22.2%、26～40 歳が 22.2%（合計 100%）である（資料 2-1）。栄養学部では 2016（平成 28）年度から募集定員の拡充を計画しており、それに伴って部門制導入による人事の流動性を生かした専任教員の採用計画も進んでいる。2015（平成 27）年 3 月には 70 歳の教授 2 名と 40 代の准教授が退職（転出）したが、その補充や前述の採用計画の実施により、2015（平成 27）年 4 月から新たに准教授 1 名、講師 1 名、助教 2 名を採用した（いずれも 45 歳未満）。 年齢構成の偏りは、評価当時に比べ大幅に改善されている。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 2-1 専任教員年齢構成（2015（平成 27）年度）	

No.	種 別	内 容
3	基準項目	2 教育内容・方法・成果 （1）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	1）全研究科において、修了要件のみで課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等を明示した独自の学位授与方針がなく、また実務法学研究科を除いて教育課程の編成・実施方針が必ずしも明確ではないので、明文化するとともに大学院学生をはじめ社会一般に対して公表することが望まれる。
	評価当時の状況	【法学研究科】 法学研究科においては、その理念の実質を踏まえ、伝統的な「研究者の養成」に加え、「高度の専門的知識・能力を持つ職業人の養成」を教育目標の二

	本柱と位置づけ、「法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人」「企業・地域社会・国際社会に置いて高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材」「公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材」の育成が法学研究科の目的であることを明示している。その上で、研究科の卒業要件、また研究科共通の修士課程・博士後期課程のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を明示し（「大学院履修要項」）、大学出版物で周知するとともに、ホームページでも公表した。しかし、研究科独自のアドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、ディプロマ・ポリシーは未設定であった。 【経済学研究科】 研究指導教員を中心にカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに関する意見交換を、行っていたが明文化するまでには至っていなかった。 【人間文化学研究科】 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの策定について検討中であり、制定および公表には至っていなかった。 【総合リハビリテーション学研究科】 評価当時は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に記述するという概念が一般化していなかった。カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに相当するもの、および、アドミッション・ポリシーは、研究科の設置認可申請書に記載しており、それを大学のホームページで公表していた。ただし、ディプロマ・ポリシーの内、修得しておくべき学習成果等については、単位数を除いて明確化していなかった。 【栄養学研究科】 ディプロマ・ポリシーを大学院学則第 11 条～13 条（修士課程の修了要件、修士論文の審査、最終試験）に示したが、ディプロマ・ポリシーは全学
--	---

	共通のものであり、研究科の教育目標を反映した独自のディプロマ・ポリシーは設定していなかった。また、カリキュラム・ポリシーを「大学院履修要項」に掲載している開講授業科目および担当者一覧をもって明示していたが、教育目標との関連性を十分には示していなかった。 【食品薬品総合科学研究科】 ディプロマ・ポリシーを大学院学則第 14 条、15 条（博士課程の修了要件、最終試験）に示したが、ディプロマ・ポリシーは全学共通のものであり、研究科の教育目標を反映した独自のディプロマ・ポリシーを設定していなかった。また、カリキュラム・ポリシーを「大学院履修要項」に掲載している開講授業科目および担当者一覧をもって明示していたが、教育目標との関連性を十分には示していなかった。 【実務法学研究科】 実務法学研究科では課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等の達成目標を公表していなかった。
評価後の改善状況	【大学全体】 大学院教育に関する全学的な検討機関である大学院教育部会（各研究科長、教務センター所長・事務部長、教育開発センター所長・副所長・グループ長にて構成）にて、2012（平成 24）年度活動計画の 1 つとして、大学院の 3 つのポリシーの見直し、明確化、情報公表を取り上げた。 2012（平成 24）年 5 月の第 1 回大学院教育部会にて各研究科に対して 3 つのポリシーの見直しを指示し、各研究科において議論、見直しを行った（資料 3-1）。2012（平成 24）年 10 月に大学ホームページに 3 つのポリシーについて情報公表を行うことになった（資料 3-2）。 大学ホームページの情報の公表のページや 2013（平成 25）年 7 月発行のニューズレター、2014（平成 26）年 10 月の大学ポートレートでも広く公表

	している（資料 3-3、資料 3-4、資料 3-5）。 【法学研究科】 2012（平成 24）年 7 月 10 日の研究科委員会で、法学研究科の理念・目的およびアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページの研究科独自のページ、大学院案内、入試要項で公表済みである（資料 3-6、資料 3-7、資料 3-8 2～3 頁、資料 3-9）。 毎年度の授業科目確定に際しては、カリキュラム・ポリシーとの整合性に十分配慮しつつ研究科委員会で検討している。 【経済学研究科】 経済学研究科のホームページで公表するカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーの内容について研究科長を中心に議論、検討の上策定し、公表した（資料 3-10、資料 3-3、資料 3-4、資料 3-8 6～7 頁）。 【人間文化学研究科】 2012（平成 24）年 7 月 11 日の人間文化学研究科委員会において、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを制定した（資料 3-11）。 その後もポリシーの定期的見直しを進め、教職課程に関する記載を整備することなどを目的とした改定案について、2014（平成 26）年 12 月 24 日の教育・研究委員会（人間文化学研究科）にて検討した（資料 3-12）。検討結果の改定案を 2015（平成 27）年 1 月 14 日の人間文化学研究科委員会において審議し、承認した（資料 3-13）。その後、文言の修正を行ったものを 2015（平成 27）年 3 月 11 日の人間文化学研究科委員会で報告した（資料 3-14）。 改定したポリシーは、大学ホームページの情報の公表のページおよび研究科独自のページにて公表している（資料 3-3、資料 3-15）。 【総合リハビリテーション学研究科】
--	---

	修士課程、博士後期課程でディプロマ・ポリシー、教育内容などを研究科委員会で検討し、これに基づいて研究科長が、大学が定めたフォーマットに従ってカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定め、教育内容・教育方法等に関する基本的な考えとディプロマ・ポリシーを明文化して、大学としてホームページ等で公表した（資料 3-16、資料 3-4）。また、「GRADUATE SCHOOL 2016 大学院案内」にもアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを記載している（資料 3-8 20～21 頁）。 【栄養学研究科】 研究科のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを、研究科委員会（2012（平成 24）年 7 月 11 日開催）にて作成し、学則変更を行った（資料 3-17）。なお、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、見直しをはかり、資料に示したとおり、大学ホームページの情報の公表のページおよびニューズレター、大学院案内等で周知、公表を行っている（資料 3-3、資料 3-4、資料 3-8 28～29 頁）。 【食品薬品総合科学研究科】 研究科のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを、研究科委員会（栄養学研究科委員会と合同開催 2012（平成 24）年 7 月 11 日開催）にて作成し、学則変更を行った（資料 3-17）。なお、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、見直しをはかり、資料に示したとおり、大学ホームページの情報の公表のページおよびニューズレター、大学院案内等で周知、公表を行っている（資料 3-3、資料 3-4、資料 3-8 32～33 頁）。 【実務法学研究科】 実務法学研究科は、2013（平成 25）年度から学生募集を停止しており、2014（平成 26）年度をもって在籍学生が修了し、在籍者がいなくなったので、
--	--

	2015（平成 27）年 3 月 31 日付をもって廃止した。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 3-1 大学院教育部会議事録（2012（平成 24）年 5 月 10 日） 資料 3-2 大学院教育部会議事録（2012（平成 24）年 9 月 27 日） 資料 3-3 「本学ホームページ（情報の公表 神戸学院大学 3 つのポリシー）」 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/ 資料 3-4 「神戸学院大学教育開発センター ニュースレター 2013 No.2 神戸学院大学の大学院教育における 3 つのポリシー」 http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/journal/news_letter/FDC_18.pdf 資料 3-5 「大学ポートレート（神戸学院大学）」 http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000572301000.html 資料 3-6 法学研究科委員会議事録（2012（平成 24）年 7 月 10 日） 資料 3-7 「大学ホームページ（法学研究科 3 つのポリシー）」 http://www.law.kobegakuin.ac.jp/~hogakubu/gs-law/outline/policy.html 資料 3-8 「GRADUATE SCHOOL 2016 大学院案内」 http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/pdf/2016graduate_annai.pdf 資料 3-9 「大学ホームページ（2016 年度大学院入学試験募集要項）」 http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016.html 資料 3-10 経済学研究科委員会議事録（2013（平成 25）年 2 月 18 日） 資料 3-11 人間文化学研究科委員会議事録（2012（平成 24）年 7 月 11 日） 資料 3-12 教育・研究委員会議事録（2014（平成 26）年 12 月 24 日） 資料 3-13 人間文化学研究科委員会議事録 一部(4)（2015（平成 27）年 1 月 14 日） 資料 3-14 人間文化学研究科委員会議事録（2015（平成 27）年 3 月 11 日） 資料 3-15 「大学ホームページ（人間文化学研究科）」 http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/human_culture/ 資料 3-16 総合リハビリテーション学研究科委員会議事録（2012（平成 24）年 10 月 3 日） 資料 3-17 栄養学研究科委員会議事報告書（2012（平成 24）年 7 月 11 日）	

No.	種 別	内 容
4	基準項目	2 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	1) 総合リハビリテーション学部医療リハビリテー

	ション学科作業療法学専攻の専門科目について、兼任教員を含めた教員間の連絡・調整会議がないために、授業内容の重複や不足が見受けられるという課題が残されているので、改善に向けた取り組みが望まれる。
評価当時の状況	【総合リハビリテーション学部】 専門科目の教育内容を検討し、重複や不足がないよう調整することの重要性を教員間で共有しており、問題を感じた際には当該教員間で個別に対応し、さらに月2回開催している専攻会議で討論していた。教育内容に特化した調整会議は設定していなかった。そのため、特に外部からの非常勤講師による講義については、その内容を詳細に把握することが難しかった。
評価後の改善状況	【大学全体】 各学部・研究科では、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究の実施を行っている。そのため、当該の学部等において、改善を図った。 【総合リハビリテーション学部】 1) 月に1度、教育内容の検討のための教育懇話会を開催している。自由闊達な議論と学生の個人情報に関係する内容が多いため、議事録は作成しないことを前提としている。非常勤講師に対して担当の専任教員を付けるという仕組みにより授業内容の詳細を把握し、重複・不足が無いようにしている（内容の例を資料4-1に示す）。 2) 国家試験の出題基準に照らし合わせて教育内容を検討する会議（教育懇話会）を立ち上げ、専任教員および非常勤講師が協力して、教育の内容の過不足がないかを検討した。その結果、過不足のあることが明確になったため、教員間で調整を行い、過不足がないよう調整を行った（資料4-1、資料4-2）。
追加質問	「評価後の改善状況」2)において「過不足のあることが明確になったため、教員間で調整を行い、過不足が

		ないよう調整を行った。」とあるが、検討の結果、「過不足がある」とした内容はどのようなものであったのか、その解消に向けてどのように取り組んだのか、改めて文章にて説明願いたい。
	回答	過（重複）部分については、それまで、科目名だけで分担していたため、それぞれの中でどのような項目をどのように教えるかについて、各教員が単独で判断し講義していた。そのため、重複や方法論の違いがあることが分かった。例えば、基本的介入技術のうちの対人技能の、対象者を抱えあげて移動を介助する方法には様々な方法があり、各教員が自分がやりやすい方法を学生に指導していたが、学生からはどのような方法が最も望ましいのか、また、国家試験において問題として出された場合に、どのように解答してよいかわからないという声があった。これらを教育懇話会で調整して統一し、学生にとってわかりやすく、混乱のない方法を指導することとした。他の重複項目についても、同様に改善した。不足部分については、資料 4-1Ⅱの項目について、Ⅲの表のように、主担当科目と副担当科目で講義することとした。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 4-1 教育懇話会記録（2013（平成 25）年 7 月 10 日） 資料 4-2 国家試験出題基準比較	

No.	種 別	内 容
5	基準項目	2 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	2) 栄養学研究科において、コースワークとリサーチワークの位置づけが不明確なため、教育課程の編成・実施方針に基づいて、学生が順次的かつ体系的に履修して学習成果につなげることができるよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	【栄養学研究科】 修士課程の修了要件である 30 単位のうち、必修科目は 22 単位であり、そのうちの 20 単位は直接の指導教員が単位を認定する科目である。残る 8 単位は

	用意された 29 の選択科目から選択するように教育課程を編成しており、特に体系的・順次的履修を示す分類等やコースワークとリサーチワークの位置付けを示す資料はなかった。そのために学生がカリキュラム・ポリシーに基づき、順次的かつ体系的に履修することを困難にする可能性があった。
評価後の改善状況	【大学全体】 各学部・研究科の教育課程の編成については、各学部・研究科がカリキュラム・ポリシーに基づき行っている。そのため、栄養学研究科におけるコースワーク、リサーチワークの位置づけ、および、順次的・体系的に履修することについて当該研究科において検討を行った。 【栄養学研究科】 開講科目をコースワークとリサーチワークに分類し、選択科目を順次的に修士課程 1 年次に 4 単位、2 年次に 4 単位履修する改定案を研究科 FD 委員会にて作成した。栄養学研究科委員会（2013（平成 25）年 9 月 11 日開催）でこの案を諮り、「神戸学院大学大学院栄養学研究科規則」（以下「栄養学研究科規則」という。）の改正を行うことを承認した（資料 5-1）。さらに、この改正案を大学院関係教務委員会に諮り、承認を受けた（資料 5-2）。 以上の内容は、大学院履修要項に掲載し、学生に周知をはかっている（資料 5-3 95～97 頁）。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 5-1 栄養学研究科委員会議事報告書（2013（平成 25）年 9 月 11 日） 資料 5-2 栄養学研究科委員会議事報告書（コースワーク、リサーチワーク）（2013（平成 25）年 12 月 11 日） 資料 5-3 「大学院履修要項 2015 年度」	

No.	種 別	内 容
6	基準項目	2 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	1) 1年間の履修登録科目単位数の上限が、法学部において、1年次は54単位、2年次、3年次は56単位、

	4年次は60単位と高く、経営学部においても1年次は52単位、2年次は56単位、3年次は60単位、4年次は68単位と高く、さらに総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科においては、上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
評価当時の状況	【法学部】 2014（平成26）年度までのカリキュラムでは上記の指摘の通り、54単位を上限としていた。これは他学部の状況などを踏まえつつ、これを参考として単位の上限等を設定していたことが原因であった。 【経営学部】 履修登録科目単位数の上限を3年次52単位、4年次56単位としたのは、下年次に単位取得が少ない学生や留学した学生が標準年限で卒業できるようにするためであった。 【総合リハビリテーション学部】 社会福祉士、精神保健福祉士の養成校として社会リハビリテーション学科は厚生労働省が指定する教育課程の制約を受けており、さらにほとんどの学生が国家試験受験をしてきたことから、国家試験への対応が重視されるという理由から上限を設定していなかった。
評価後の改善状況	【大学全体】 2014（平成26）年度第1回教育開発センター委員会で履修科目登録数の上限に関して全学部の状況について確認を行った（資料6-1）。文系学部については履修科目単位数の上限設定はあるが、理系学部については「履修の手引」等に明記していなかったため、表現方法を工夫する等検討することになった。1年間の履修登録科目単位数が上限50単位を超えている学部については、各学部にて対応を検討している。 【法学部】 2015（平成27）年1月13日の法学部教授会にて上記の履修単位についてあらためて審議を行い、前

	期・後期ともに 24 単位、通年で 48 単位とすることを決定した（資料 6-2）。「神戸学院大学学科目履修規則」を改正するとともに、「履修の手引」で履修制限について学生に周知を行った（資料 6-3）。 【経営学部】 2012（平成 24）年度入学生より、履修登録科目単位数の上限を、1 年次、2 年次は 48 単位、3 年次は 52 単位、4 年次は 56 単位とし、平準化を行った（資料 6-4 45 頁、67 頁）。次期カリキュラム変更（2016（平成 28）年度実施）において、上限 50 単位を前提とするキャップ制を設定する（2015（平成 27）年 6 月 24 日、教授会承認）（資料 6-5）。 【総合リハビリテーション学部】 社会リハビリテーション学科では、2015（平成 27）年度より国家資格の社会福祉士や精神保健福祉士をめざす「社会福祉士コース」と社会福祉の基礎知識を備えた企業人をめざす「生活福祉デザインコース」の 2 コース制へ、2 年次後期から移行する。国家資格取得を目指さない「生活福祉デザインコース」の学生は、国家資格取得のための必修がなくなるため、均等に学習計画を立てさせることを目的として半期 24 単位以内の履修制限を設けた（資料 6-6）。また、「履修の手引」で履修制限について学生に周知を行った（資料 6-7 88 頁）。
追加質問	1 年間の履修登録科目単位数の上限について、総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科では 2 年次後期から 2 コース制に分かれている。 根拠資料 6-7 によると、生活福祉デザインコースは 2 年次後期から上限数が定められている。 本件に関し、コース共通となる 1 年次～2 年次前期については上限数の定めはあるか。また、これが分かる根拠資料があれば、資料（電子データ）とともにご回答願いたい。
回答	総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科では、従来、キャップ制を採用していなかったが、2 コース制に分かれた後について、根拠資料 6-7

	に示すようにキャップ制を導入した。1 年次から 2 年次前期については、従来通りとし、キャップ制を導入していない。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 6-1 教育開発センター委員会議事録（2014（平成 26）年 5 月 1 日） 資料 6-2 法学部教授会議事録（2015（平成 27）年 1 月 13 日） 資料 6-3 「履修の手引 2015 法学部」 資料 6-4 「履修の手引 2015 経営学部」 資料 6-5 経営学部教授会議事録（2015（平成 27）年 6 月 24 日） 資料 6-6 総合リハビリテーション学部教授会議事録（ホームページ用）（2015（平成 27）年 1 月 7 日） 資料 6-7 「履修の手引 2015 総合リハビリテーション学部」	

No.	種 別	内 容
7	基準項目	2 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	2) 人文学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部、法学研究科、経済学研究科、人間文化科学研究科、食品薬品総合科学研究科において、シラバスの記載に精粗があり、授業内容や成績評価基準が不明確なものが散見されるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	【人文学部】 シラバスは、授業ごとに格差が生じないように基準文字数を設定し、授業内容や評価方法を学生に明示し、授業計画どおりに実施するようにしているが、成績評価基準を具体的に明示することが徹底されていないなど、シラバスの記載に精粗があった。 【総合リハビリテーション学部】 学部内 FD において「シラバスの書き方について」を取り上げ、学部としての方針を決めたが、シラバス記載の際に徹底できなかった。 【栄養学部】 評価当時は、シラバスの書き方、特に授業計画と成績評価については、科目または担当者間でバラつきがあった。 【法学研究科】

	シラバスは、「教育目標」・「授業内容」・「成績評価基準と方法」・「テキスト」・「受講生に対する希望等」という書式で統一されているが、内容に精粗があった。各授業科目については、担当教員において、シラバスで明示した評価方法・基準に基づき、厳格な成績評価・単位認定を行っていた。少人数教育の利点を生かして、各学生のニーズおよび学習の達成度を踏まえつつ、柔軟かつきめ細かい指導を行っていた。 【経済学研究科】 シラバスの Web 入力への移行に合わせて、シラバス記載内容の標準化を進める予定であったが、移行作業途上であったため、授業内容の説明が簡略であったり、成績評価基準が曖昧なものや記述の精粗があった。 【人間文化学研究科】 シラバスは、統一形式で用意し、学生に配布していたが、学部シラバスに比べて記載に精粗があり、授業内容や成績評価基準についての記述が不明確なものがあった。 【食品薬品総合科学研究科】 さまざまな授業形態をバランスよく組み合わせ、教育課程を体系的に編成していた。シラバスは評価方法、評価基準に精粗はあるものの、統一された様式で作成していた。
評価後の改善状況	【大学全体】 毎年 11 月下旬に、教務センターから全教員に対して次年度のシラバス作成の依頼を行っている（資料 7-1）。その際、「シラバスの記入項目について」の書類を同封し、全学統一のシラバス項目と基準を示している（資料 7-2）。文部科学省「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行（通知）」より抜粋した成績評価基準等の明示についても記載し、具体的な記載を指示している。 2014（平成 26）年 3 月下旬には日本私立学校振興・共済事業団の指摘をもとに、教務センターより、教

	員に 2014（平成 26）年度学部シラバスの「主題と目標」「評価基準」「授業計画」等を再確認するように依頼を行った（資料 7-3）。2014（平成 26）年度には教育開発センターにて、シラバス項目の見直しと「シラバス作成マニュアル」を新たに作成し、2014（平成 26）年 11 月下旬に次年度シラバス作成の依頼と併せて全教員に配布した（資料 7-4）。併せて各学部（主として FD 委員）に、参考図書として「大学教員のための授業方法とデザイン（佐藤浩章編）」を配布した（資料 7-5）。また、教育開発センター教員による FD 研修会「シラバスの作成について」を開催し、教員のシラバス作成の質の向上を進めている（資料 7-6）。 2015（平成 27）年度からシラバスの第三者チェックの仕組みづくりを教務センターが中心となって進めており、共通教育センターがすでに実施している（資料 7-7）。 なお、シラバス検索システムは、大学ホームページの情報の公表のページで公表している（資料 7-8）。 【人文学部】 2014（平成 26）年 12 月 8 日には、教育開発センターから教務委員に配布された「大学教員のための授業方法とデザイン」（佐藤浩章編）の抜粋版を教員全員のレターボックスに配布し、シラバスの書き方について、改めて注意を促した（資料 7-9、資料 7-10）。その成果により、授業内容や評価基準の記載が改善されている。 また、成績評価基準の明確化については、評価基準欄に％（点）表記があるか、あるいは具体的で詳細な評価がある割合は、2013（平成 25）年度は 78.8%であったが、2014（平成 26）年度は 86.7%、2015（平成 27）年度は 97.8%と改善した（資料 7-11）。今後 100%にするために、さらに全教員に働きかける。 【総合リハビリテーション学部】 1) シラバス作成時に教務センターからの留意事項に関する伝達の徹底を行った。とくに、成績評価基
--	---

	準に出席のみによる合否判定は全廃した（資料 7-12）。 2) 2013（平成 25）年度以降はシラバス作成自己点検表を作成し、点検表とシラバスを教務委員会でチェックし、徹底を行った（資料 7-13）。学部内 FD において、シラバス作成に関する留意点を学習した（資料 7-14）。 3) 2015（平成 27）年 1 月 7 日開催の教授会で「総合リハビリテーション学部専門教育科目のシラバス作成および第三者チェック方法について」を審議し、資料どおり行うこととした。また、資料の内容を教員に周知を行った（資料 7-15、資料 7-16）。 【栄養学部】 大学基準協会の指摘を受け、教務センターより「シラバス作成について」依頼があり、これに従って全学的にシラバスの記入法が統一されている（資料 7-17）。栄養学部では、2014（平成 26）年 11 月 26 日に開催した教授会「教務委員会報告」において依頼書を配布して周知を図るとともに、具体的な改善事項等を口頭にて説明し注意を促した（資料 7-18）。これにより、シラバスにおける科目または担当者間でのバラつきが大幅に緩和され、シラバス記載における精粗の問題が改善された。また、教務センターからは「シラバス作成および第三者チェック方法（案）」が提案されているが、栄養学部では、2015（平成 27）年 2 月 25 日に開催した教授会「教務委員会報告」においてチェックシステムに関する説明資料を配布し、組織作りに向けて検討することとした（資料 7-19、資料 7-20）。 【法学研究科】 全学的に 2013（平成 25）年度より大学院科目のシラバスも学部と共通のシステムで入力することとなり、内容の充実が図られた。 入力方法等を法学研究科委員会において、教務センター所長の依頼文を大学院担当教員全員に配付した上で、法学研究科教務委員が口頭で周知し、適正
--	---

	な作成を依頼している（資料 7-21）。 【経済学研究科】 2013（平成 25）年度末より、シラバスの Web 入力化に合わせて、記載内容の標準化、明確化を行い、研究科委員会で周知し、シラバス作成基準順守の徹底を図った（資料 7-22）。 【人間文化科学研究科】 2014（平成 26）年 12 月 8 日には、教育開発センターから教務委員に配布された「大学教員のための授業方法とデザイン」（佐藤浩章編）の抜粋版を教員全員のレターボックスに配布し、シラバスの書き方について、改めて注意を促した（資料 7-9、資料 7-10）。さらに、同年 12 月 18 日には、大学院教務委員よりメールにて、大学院のシラバスについても同冊子に従うよう、重ねて注意を促した（資料 7-23）。その成果により、授業内容や評価基準の記載が改善されている。 【食品薬品総合科学研究科】 毎年度のシラバス作成依頼時に入力項目・入力方法等を周知し、精粗が無いよう依頼を行うとともに、研究科委員会にて持続的なシラバスの点検を行ううえで、各科目の内容と学習達成内容を具体的に明記するように改善した（資料 7-24、資料 7-25、資料 7-8）。
--	---

改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 7-1 「シラバス作成について（ご依頼）」（大学）（2013（平成 25）年 12 月 12 日） 資料 7-2 「シラバスの記入項目について」 資料 7-3 「2014 年度学部シラバスの確認について（お願い）」 資料 7-4 「シラバス作成マニュアル 2015 年度版」 資料 7-5 「大学教員のための授業方法とデザイン」（佐藤浩章（編）、玉川大学出版部、2010（平成 22）年） 資料 7-6 FD 研修会の案内（法学部、経営学部） 資料 7-7 「共通教育科目のシラバス作成および第三者チェック方法について」 資料 7-8 「大学ホームページ（情報の公表 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること シラバス検索システム（学部・大学院）」 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/ 資料 7-9 「大学教員のための授業方法とデザイン」抜粋（佐藤浩章（編）、玉川大学出版部、2010（平成 22）年） 資料 7-10 シラバス作成参考資料配付の説明書き 資料 7-11 シラバスでの成績評価基準の明確化に関する教務事務室からの報告（2014（平成 26）年 12 月 8 日及び 2015（平成 27）年 5 月 19 日） 資料 7-12 「シラバス作成について（ご依頼）」（総合リハビリテーション学部）（2013（平成 25）年 12 月 20 日） 資料 7-13 「シラバスチェックのお願い」 資料 7-14 「2013 年度学部等主催 FD 活動実績報告書総括」（FD 講演会 2014（平成 26）年 3 月 12 日） 資料 7-15 「総合リハビリテーション学部専門教育科目のシラバス作成および第三者チェック方法について」（総合リハビリテーション学部教授会議案（2015（平成 27）年 1 月 7 日） 資料 7-16 「15 年度専門科目シラバス作成について【ご依頼】」（2015（平成 27）年 1 月 9 日教務事務グループ） 資料 7-17 「シラバス作成について（ご依頼）」（栄養学部）（2014（平成 26）年 11 月 28 日） 資料 7-18 栄養学部教授会報告（教務委員会）（2014（平成 26）年 11 月 26 日） 資料 7-19 栄養学部教授会報告（教務委員会）（2015（平成 27）年 2 月 25 日） 資料 7-20 「シラバス作成および第三者チェック方法（案）について」 資料 7-21 「シラバス作成について（ご依頼）」（法学研究科）（2014（平成 26）年 11 月 28 日） 資料 7-22 経済学研究科委員会議事録（2014（平成 26）年 2 月 17 日）
--

資料 7-23	大学院教務委員からの全教員宛メール（2014（平成 26）年 12 月 18 日）
資料 7-24	「シラバス作成について(ご依頼)」(食品薬品総合科学研究科) (2014（平成 26）年 11 月 28 日）
資料 7-25	食品薬品総合科学研究科委員会議事録（メール会議）（2015（平成 27）年 2 月 16 日）

No.	種 別	内 容
8	基準項目	2 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	3) 実務法学研究科、人間文化科学研究科を除く各研究科において、大学院教育をテーマにした教育内容・方法等の改善に向けた組織的な研修や研究が十分ではないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	【法学研究科】 研究科の授業や研究指導の改善に主眼を置いた研究科の恒常的な取り組みのために、課題を精査し検討することとしていたが、FD については学部中心に取り組んでおり、研究科独自の活動は行っていなかった。 【経済学研究科】 いわゆる FD 活動に関しては、経済学部および経営学部と合同で行っていたため、経済学研究科独自の取り組みは行っていなかった。 【総合リハビリテーション学研究科】 大学院固有の FD はなく、学部を中心とした FD によっていた。 【栄養学研究科】 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究は、学部と一体運営を行っていたため、研究科独自では、組織的に行っていなかった。 【食品薬品総合科学研究科】 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究は、学部と一体運営を行っていたため、研究科独自では、組織的に行っていなかった。
	評価後の改善状況	【大学全体】

	大学基準協会の指摘を受け、大学院教育の教育内容や方法の質を向上するために、2013（平成 25）年 4 月 1 日付にて大学院 FD 部会を設置することになった（資料 8-1）。委員は各研究科にて選出している。2013（平成 25）年 7 月 11 日に第 1 回大学院 FD 部会を開催して、大学院教育に携わる教員の FD 活動を組織的に進めることになった（資料 8-2）。 2014（平成 26）年度も大学院 FD 部会を開催し、各研究科の FD に関する取り組みについて情報交換を行っている（資料 8-3）。各研究科において必要に応じ、大学院教育に関する FD 研修会を開催している（資料 8-4）。 【法学研究科】 2013（平成 25）年度より、大学院 FD 委員を置いている。 2014（平成 26）年 10 月 21 日に法学研究科独自の FD の取り組みとして、講演会「大学院生指導にかかる FD」（講師／大阪大学大学院法学研究科教授・長田真里氏）を実施した（資料 8-5）。 今後も企画を検討する。 【経済学研究科】 2015（平成 27）年度より、FD 研修として、専攻ごとに論文指導に関する意見交換会を実施し、より効果的で効率的な専門教育の教育方法への改善努力を行っている（資料 8-6、資料 8-7）。 【総合リハビリテーション学研究科】 2013（平成 25）年度より大学院担当の FD 委員を指名し、研究科独自の FD 研修会を開催している（資料 8-8、資料 8-9）。 2013（平成 25）年度は 2014（平成 26）年 3 月 5 日に、長崎大学熱帯医学研究所国際保健学分野教授 山本太郎先生による「国際的に活躍する人材を育てる大学院教育ー東日本大震災に寄せて ～いま、何を考えるべきか～」を開催した（資料 8-10）。 2014（平成 26）年度は 2015（平成 27）年 3 月 4 日に、北里大学医療衛生学部講師 高橋嘉代子先生によ
--	--

	る「ボストン大学の大学院教育」を開催した（資料 8-11、資料 8-12）。 いずれの FD 研修会にも、研究科担当教員を含む学部教員全員が参加した。 【栄養学研究科】 栄養学研究科の FD 活動の方針を、臨時栄養学研究科委員会（2012（平成 24）年 11 月 21 日開催）で承認した（資料 8-13）。その方針のもと、研究科の授業・研究指導の改善を図る方策として、大学院生には正副指導教員をつけ履修指導・研究指導を、主査（指導教員ではない）と副査（修士課程 2 年次の初めに選出し適宜論文進捗状況を管理する）を選出して論文作成指導を行うようにした。また、教員の資質の向上・研究活動活発化を図るために、年初に学会・研究会・研修会などへの参加について各教員が申告することとした。さらに、栄養学研究科の FD を企画・推進するために栄養学研究科 FD 委員を任命した（資料 8-14、資料 8-15）。 2014（平成 26）年度に、昨年に引き続いて、大学院の教員の資質向上のための講演会を開催し、2015（平成 27）年度も講演会を開催した（資料 8-16、資料 8-17、資料 8-18）。 各専門分野の学会参加は専門分野における最新の情報等を教育に反映することを目的とし、これに並行して研究科科目の担当教員、内容を再度点検し、カリキュラム・ポリシーに一致した教育内容になるように栄養学研究科委員会で検討を行っている（資料 8-19）。 【食品薬品総合科学研究科】 食品薬品総合科学研究科の FD 活動の方針を、研究科委員会（栄養学研究科委員会と合同開催 2012（平成 24）年 10 月 24 日開催）で承認した（資料 8-20）。その方針のもと、研究科の授業・研究指導の改善を図る方策として、大学院生には正副指導教員をつけ履修指導・研究指導を、主査（指導教員ではない）と副査（修士課程 2 年次の始めに選出し適
--	---

	宜論文進捗状況を管理する)を選出して論文作成指導を行うようにした。また、教員の資質の向上・研究活動活発化を図るために、年初に学会・研究会・研修会などへの参加について各教員が申告することとした。さらに、食品薬品総合科学研究科のFDを企画・推進するために食品薬品総合科学研究科FD委員を任命した(資料8-21)。 各専門分野の学会参加は専門分野における最新の情報等を教育に反映することを目的とし、これに並行して研究科目の担当教員、内容を再度点検し、カリキュラム・ポリシーに一致した教育内容になるように食品薬品総合科学研究科委員会で検討を行っている(資料8-22)。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料8-1 神戸学院大学教育開発センター規則(既出 資料1-5) 資料8-2 大学院FD部会議事録(2013(平成25)年7月11日) 資料8-3 大学院FD部会議事録(2014(平成26)年5月19日) 資料8-4 FD研修会の案内(法学部、経営学部)(既出 資料7-6) 資料8-5 「FD活動(出張)報告書(法学研究科FD活動報告)」(2014(平成26)年10月21日) 資料8-6 「経済学研究科FD委員会開催のお知らせ」 資料8-7 「経済学研究科FD委員会議事録」(2015(平成27)年5月13日) 資料8-8 「2014年度総合リハビリテーション学部委員一覧表」 資料8-9 「2015年度総合リハビリテーション学部委員一覧表」 資料8-10 「2013年度神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科FD講演会」 資料8-11 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学部 大学院FD講演会 ポストン大学の大学院教育」 資料8-12 「FD活動(出張)報告書(総合リハビリテーション学研究科FD講演会)」(2015(平成27)年3月4日) 資料8-13 臨時栄養学研究科委員会議事報告書(2012(平成24)年11月21日) 資料8-14 栄養学研究科委員会議事報告書(2013(平成25)年4月10日) 資料8-15 栄養学研究科委員会議事報告書(2014(平成26)年4月9日) 資料8-16 栄養学研究科委員会議事報告書(2014(平成26)年5月28日) 資料8-17 「FD活動(出張)報告書(2014年度栄養学研究科FD講演会)」(2014

	(平成 26) 年 9 月 3 日)
資料 8-18	「第 169 回栄養学部学術講演会の開催について (ご案内)」(2015 (平成 27) 年 4 月 8 日)
資料 8-19	栄養学研究科委員会議事報告書 (2015 (平成 27) 年 2 月 25 日)
資料 8-20	栄養学研究科委員会議事報告書 (2012 (平成 24) 年 10 月 24 日)
資料 8-21	食品薬品総合科学研究科委員会議事録 (2013 (平成 25) 年 4 月 24 日)
資料 8-22	食品薬品総合科学研究科委員会議事録 (2015 (平成 27) 年 2 月 16 日)

No.	種 別	内 容
9	基準項目	2 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	1) 実務法学研究科を除く各研究科において、学位論文審査基準が明示されていないので、「大学院履修要項」などに明記するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	【法学研究科】 修士課程では大学院学則第 11 条に従って、学位認定を行っている。博士課程の修了要件は、法学研究科規則第 14 条に定められている。ただ、学位の求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準 (学位論文審査基準) は明示していなかった。 【経済学研究科】 学位論文の審査手続きと修了要件に関する規定はあったが、学位授与に求められる水準については指導教員の裁量に委ねており、審査基準に関する明文化した規定は最小限のものしかなかった。 【人間文化学研究科】 学位論文の質と透明性を保つため、博士論文の水準として、学会誌等に掲載された論文の本数についての規定は設けていたが、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準 (学位論文審査基準) は明文化していなかった。 【総合リハビリテーション学研究科】

	学位論文の審査方法は決定していたが、審査基準は明文化していなかった。 【栄養学研究科】 修了に要する単位等に関しては、栄養学研究科規則および同別表（栄養学研究科授業科目）に示しており、修士論文発表と単位取得状況をもって修了を「研究科委員会」が認定することは、明記していたが、修士論文が修士の学位に求める水準を満たすか否かを審査する基準（論文審査基準）が明示していなかった。 【食品薬品総合科学研究科】 修了に要する単位等に関しては、「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」および同別表（食品薬品総合科学研究科授業科目）に示しており、博士論文発表と単位取得状況をもって修了を「研究科委員会」が認定することは、明記していたが、博士論文が博士の学位に求める水準を満たすか否かを審査する基準（論文審査基準）が明示していなかった。
評価後の改善状況	【大学全体】 2012（平成24）年3月8日開催の大学院委員会にて、大学基準協会の大学評価（認証評価）における指摘への対応を大学院全体で検討する組織として、大学院教育部会を設置することになった（資料9-1）。 2012（平成24）年度第1回大学院教育部会にて、取り組むべき課題の1つとしてディプロマ・ポリシーを明確にすることを取り上げた（資料9-2）。 第2回大学院教育部会で、「検討課題項目共通フォーマット」を提示し、各研究科にて継続的に検討を進め、大学院教育部会では各研究科から経過報告を受け、進捗を管理した（資料9-3、資料9-4）。作成が終了した研究科については、大学院履修要項に順次反映している。 【法学研究科】 作成・公表済みのディプロマ・ポリシーを実質的

	に学位論文審査基準として位置づけ、適正に学位論文の審査を行っている（資料 9-5、資料 9-6、資料 9-7 3～4 頁、資料 9-8 1 頁）。また、2015（平成 27）年 1 月 13 日の研究科委員会で論文博士審査手続について審議した（資料 9-9）。 【経済学研究科】 学位論文審査基準を経済学研究科委員会（2014（平成 26）年度第 6 回）で承認した（資料 9-10）。2014（平成 26）年度の「大学院履修要項」の「経済学研究科学位論文作成細則」の「8 学位論文の水準」の内容を修正し、2015（平成 27）年度の「大学院履修要項」に明記し大学院生への周知徹底を図る予定であったが、掲載に間に合わなかったため、大学院指導教員を通じて「学位論文審査基準」の周知を図った（資料 9-11）。 【人間文化学研究科】 2012（平成 24）年 10 月 24 日の人間文化学研究科委員会において、「大学院の教育内容・方法・成果について」の中の「学位論文の審査基準を明確にする」について審議し、承認した（資料 9-12）。博士論文は、次の審査基準を満たすものとし、修士論文もこれに準じるものとする。 (1) 独創性・新奇性があること。 (2) 先行研究をふまえた当該研究の位置づけがなされていること。 (3) 学術論文にふさわしい論理性と表現の適切性を有すること。 この審査基準は、人間文化学研究科に所属するすべての大学院生に配布する「大学院履修要項」に、2014（平成 26）年度版より記載している（資料 9-13 67～68 頁）。 また、博士論文の水準については上記履修要項に記載があったが、修士論文の水準を明記していなかったため、2014（平成 26）年 12 月 24 日の教育・研究委員会（人間文化学研究科）における検討を経て、2015（平成 27）年 1 月 14 日の人間文化学
--	--

	研究科委員会において審議し、承認した（資料 9-14、資料 9-15）。修士論文の水準は次の通りである。 (1) 修士論文は、学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌等への投稿・掲載、または関連する専門学会での研究発表が可能な程度の内容を含み、形式等が整っていないなければならない。 (2) 主論文の枚数、形式等については、指導教員の指示に従うものとする。 この水準は、「大学院履修要項」に、2015（平成 27）年度版より記載している（資料 9-16 64～65 頁）。 【総合リハビリテーション学研究科】 2015（平成 27）年 2 月 4 日の研究科委員会で学位論文審査基準の承認を得た（資料 9-17）。2015（平成 27）年度の大学院履修要項に学位論文審査基準を掲載し、公表した（資料 9-16 90 頁）。 【栄養学研究科】 2013（平成 25）年 4 月 10 日の栄養学研究科委員会にて学位論文審査基準を作成することとし、審査基準（案）を示した（資料 9-18）。2015（平成 27）年 3 月 12 日の栄養学研究科委員会にて論文審査基準を承認した。2015（平成 27）年度の「大学院履修要項」への記載は時期的に間に合わなかったもので、ホームページで公表するとともに、大学院生等に周知を図った（資料 9-19、資料 9-20）。 【食品薬品総合科学研究科】 2013（平成 25）年 5 月 30 日の研究科委員会にて学位論文審査基準を作成することとし、審査基準（案）を示した（資料 9-21）。2015（平成 27）年 3 月 4 日の研究科委員会にて論文審査基準を承認した。2015（平成 27）年度の「大学院履修要項」への記載は時期的に間に合わなかったもので、ホームページで公表するとともに、大学院生等に周知を図った（資料 9-22、資料 9-23）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等

資料 9-1	大学院委員会議事録 (2012 (平成 24) 年 4 月 19 日)
資料 9-2	大学院教育部会議事録 (2012 (平成 24) 年 5 月 10 日) (既出 資料 3-1)
資料 9-3	大学院教育部会議事録 (2012 (平成 24) 年 6 月 14 日)
資料 9-4	「大学院教育部会 検討課題:【共通フォーマット】」
資料 9-5	法学研究科委員会議事録 (2012 (平成 24) 年 7 月 10 日) (既出 資料 3-6)
資料 9-6	「本学ホームページ (法学研究科 3 つのポリシー)」(既出 資料 3-7) http://www.law.kobegakuin.ac.jp/~hogakubu/gs-law/outline/policy.html
資料 9-7	「GRADUATE SCHOOL 2016 大学院案内」(既出 資料 3-8) http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/pdf/2016graduate_annai.pdf
資料 9-8	「大学ホームページ (2016 年度大学院入学試験募集要項)」(既出 資料 3-9) http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016.html
資料 9-9	法学研究科委員会議事録 (2015 (平成 27) 年 1 月 13 日)
資料 9-10	経済学研究科委員会議事録 (学位論文審査基準) (2015 (平成 27) 年 2 月 16 日)
資料 9-11	神戸学院大学大学院経済学研究科学位論文審査基準 (大学院生配布資料)
資料 9-12	人間文化学研究科委員会議事録 (2012 (平成 24) 年 10 月 24 日)
資料 9-13	「大学院履修要項 2014 年度」
資料 9-14	教育・研究委員会議事録 (2014 (平成 26) 年 12 月 24 日) (既出 資料 3-12)
資料 9-15	人間文化学研究科委員会議事録 一部(5) (2015 (平成 27) 年 1 月 14 日)
資料 9-16	「大学院履修要項 2015 年度」(既出 資料 5-3)
資料 9-17	総合リハビリテーション学研究科委員会議事録 (2015 (平成 27) 年 2 月 4 日)
資料 9-18	栄養学研究科委員会議事報告書 (2013 (平成 25) 年 4 月 10 日) (既出 資料 8-14)
資料 9-19	栄養学研究科委員会議事報告書 (2015 (平成 27) 年 3 月 12 日)
資料 9-20	「本学ホームページ (栄養学研究科)」 http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/nutrition/
資料 9-21	食品薬品総合科学研究科委員会議事録 (メール会議) (2013 (平成

25) 年 5 月 30 日)
資料 9-22 食品薬品総合科学研究科委員会議事録 (メール会議) (2015 (平成 27) 年 3 月 4 日)
資料 9-23 「本学ホームページ (食品薬品総合科学研究科)」
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/food_medicine/

No.	種 別	内 容
10	基準項目	3 学生の受け入れ
	指摘事項	1) 実務法学研究科を除く各研究科において、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を明文化し、受験生を含む社会一般に公表することが望まれる。
	評価当時の状況	【法学研究科】 法学研究科の理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにしたアドミッション・ポリシーについては明示していなかった。 【経済学研究科】 経済学研究科としては学部卒の学生の受け入れを中心に考えてきたため、幅広く学生を受け入れるための努力に欠けていた。 【人間文化学研究科】 アドミッション・ポリシーの策定について検討中であり、制定および公表には至っていなかった。 【総合リハビリテーション学研究科】 研究科のアドミッション・ポリシーを定めていなかった。 【栄養学研究科】 理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにしたアドミッション・ポリシーの明示が充分ではなかった。 【食品薬品総合科学研究科】 理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにし

		たアドミッション・ポリシーの明示が充分ではなかった。
	評価後の改善状況	【大学全体】 大学基準協会の指摘を受け、2012（平成 24）年度大学院教育部会で全研究科の 3 つのポリシーを明確にして、ホームページ等で公表する方向で各研究科に検討を指示した（資料 10-1）。共通フォーマットを作成し、各研究科での検討状況を継続的に把握するようにした（資料 10-2）。策定が終わった研究科の 3 つのポリシーについては、大学ホームページの情報の公表のページやニューズレター、大学ポータルでも広く公表している（資料 10-3、資料 10-4、資料 10-5）。 【法学研究科】 2012（平成 24）年 7 月 10 日の研究科委員会でアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページの研究科独自のページ、パンフレット（大学院案内）、入試要項で公表済み（資料 10-6、資料 10-7、資料 10-8 2～3 頁、資料 10-9 1 頁）。 【経済学研究科】 経済学研究科のホームページで公表するアドミッション・ポリシーの内容について研究科長を中心に議論、検討の上策定し、大学ホームページの情報の公表のページ等にて公表し、求める学生像を明らかにした（資料 10-10、資料 10-3、資料 10-4、資料 10-8 6～7 頁）。 【人間文化学研究科】 2012（平成 24）年 7 月 11 日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「アドミッション・ポリシー」を制定した（資料 10-11）。 その後もポリシーの定期的見直しを進め、教職課程に関する記載を整備することなどを目的とした改定案について、2014（平成 26）年 12 月 24 日の教育・研究委員会（人間文化学研究科）にて検討した（資料 10-12）。検討結果の改定案を 2015（平成 27）年 1 月 14 日の人間文化学研究科委員会において審議

	し、承認した（資料 10-13）。その後、文言の修正を行ったものを 2015（平成 27）年 3 月 11 日の人間文化科学研究科委員会で報告した（資料 10-14）。改定したポリシーは、大学ホームページのアドミッション・ポリシーのページにて公表している（資料 10-15）。 【総合リハビリテーション学研究科】 「大学院の教育内容・方法・成果について」を定め、その中に、大学院として求める学生像を明文化してアドミッション・ポリシーを定め、大学としてホームページ等で公表した（資料 10-4、資料 10-9 2 頁）。この中では、「求める学生像」を中心に記載してきたが、一方で、「入学までに修得しておくべき知識等の内容・水準」については、明確にしていなかった。そのため、アドミッション・ポリシーを 2014（平成 26）年度末に改定し、大学ホームページのアドミッション・ポリシーのページで公表した（資料 10-15）。これらは 2015（平成 27）年 3 月 4 日の研究科委員会で承認を得た（資料 10-16）。 【栄養学研究科】 研究科アドミッション・ポリシーを、研究科委員会（2012（平成 24）年 7 月 11 日開催）にて作成し、学則変更を行った（資料 10-17）。なお、アドミッション・ポリシーは、見直しをはかり、資料に示したとおり、大学ホームページのアドミッション・ポリシーのページおよびニューズレター、大学院案内等で周知、公表を行っている（資料 10-15、資料 10-4、資料 10-8 28～29 頁、資料 10-9）。 【食品薬品総合科学研究科】 研究科アドミッション・ポリシーを、研究科委員会（栄養学研究科委員会と合同開催 2012（平成 24）年 7 月 11 日開催）にて作成し、学則変更を行った（資料 10-17）。なお、アドミッション・ポリシーは、見直しをはかり、資料に示したとおり、大学ホームページのアドミッション・ポリシーのページおよびニューズレター、大学院案内等で周知、公表を行っ
--	--

	ている(資料 10-15、資料 10-4、資料 10-8 32～33 頁、資料 10-9)。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 10-1 大学院教育部会議事録(2012(平成 24)年 5 月 10 日)(既出 資料 3-1) 資料 10-2 「大学院教育部会 検討課題:【共通フォーマット】」(既出 資料 9-4) 資料 10-3 「本学ホームページ(情報の公表 神戸学院大学 3 つのポリシー)」(既出 資料 3-3) http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/ 資料 10-4 「神戸学院大学教育開発センター ニュースレター 2013 No.2 神戸学院大学の大学院教育における 3 つのポリシー」(既出 資料 3-4) http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/journal/news_letter/FDC_18.pdf 資料 10-5 「大学ポートレート(神戸学院大学)」(既出 資料 3-5) http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000572301000.html 資料 10-6 法学研究科委員会議事録(2012(平成 24)年 7 月 10 日)(既出 資料 3-6) 資料 10-7 「本学ホームページ(法学研究科 3 つのポリシー)」(既出 資料 3-7) http://www.law.kobegakuin.ac.jp/~hogakubu/gs-law/outline/policy.html 資料 10-8 「GRADUATE SCHOOL 2016 大学院案内」(既出 資料 3-8) http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/pdf/2016graduate_annai.pdf 資料 10-9 「大学ホームページ(2016 年度大学院入学試験募集要項)」(既出 資料 3-9) http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016.html 資料 10-10 経済学研究科委員会議事録(2013(平成 25)年 2 月 18 日)(既出 資料 3-10) 資料 10-11 人間文化学研究科委員会議事録(2012(平成 24)年 7 月 11 日)(既出 資料 3-11) 資料 10-12 教育・研究委員会議事録(2014(平成 26)年 12 月 24 日)(既出 資料 3-12) 資料 10-13 人間文化学研究科委員会議事録 一部(4)(2015(平成 27)年 1 月 14 日)(既出 資料 3-13) 資料 10-14 人間文化学研究科委員会議事録(2015(平成 27)年 3 月 11 日)	

	(既出 資料 3-14) 資料 10-15 「大学ホームページ (アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針))」 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/admission.htm <u>1</u> 資料 10-16 総合リハビリテーション学研究科委員会議事録 (2015 (平成 27) 年 3 月 4 日) 資料 10-17 栄養学研究科委員会議事報告書 (2012 (平成 24) 年 7 月 11 日) (既出 資料 3-17)
--	--

No.	種 別	内 容
11	基準項目	3 学生の受け入れ
	指摘事項	2) 学部における収容定員に対する在籍学生数比率が、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科において1.23と高く、また過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、法学部法律学科において1.27、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科において1.20と高いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	【法学部】 2006 (平成 18) 年から 2010 (平成 22) 年にかけての5年間の法学部における入学定員に対する入学者比率の平均が 1.27 と高くなっていた主な原因は、歩留まり率の予測が不十分なためであった。 【総合リハビリテーション学部】 在籍学生数比率、入学者数比率が適切なものとなるよう、歩留まり率を予測して入試合格者数を決定していた。開設から4年経過した時点での審査にあたり、受験生の動向に関する予測経験が浅く、辞退者数を読み切れなかった。
	評価後の改善状況	【大学全体】 大学としては、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率が、1.00 を大幅に超過したり、不足したりしないよう、学部長懇談会で懇談を行っている (資料 11-1)。その結果、「学部・学科、大学院研究科の志願者・

		合格者・入学者数の推移」「学部・学科、大学院研究科等の学生定員及び在籍学生数」は、大学基礎データ表 3、表 4 のとおりとなっている（資料 11-2、資料 11-3）。 【法学部】 今後はいっそう精緻に合格者の歩留まり率を精査する方針である。なお、法学部では 2014（平成 26）年度入試から入学定員を 425 名と見直した。2010（平成 22）年度入試から 2013（平成 25）年度入試までは定数改定前の 475 名が入学定員であったことを踏まえて計算すると、2011（平成 23）年度入試から 2015（平成 27）年度入試までの過去 5 年間の入学定員に対する入学者比率の平均は、1.15 以下となっている（資料 11-4）。 【総合リハビリテーション学部】 在籍学生数比率、入学者数比率が適切なものとなるよう、過去 9 年間の入試データ等を参考に歩留まり率を予測し、入試合格者数を決定している。なお、医療リハビリテーション学科作業療法学専攻では、安定した受験者数を確保するために 2010（平成 22）年度より指定校推薦を導入し（90 校）、2013（平成 25）年に指定校数を追加した（合計 110 校）。過去 5 年間の収容定員に対する在籍学生数比率および入学定員に対する入学者の比率はいずれも 1.1 台にとどまり、改善の効果がみられた（資料 11-5）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 11-1 学部長懇談会記録（2015（平成 27）年 1 月 15 日）【非公開】 資料 11-2 大学基礎データ表 3 資料 11-3 大学基礎データ表 4 資料 11-4 「法学部の入学者数比率の状況（2011～2015 年度）」 資料 11-5 過去 5 年間における総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科の学生数データ	

No.	種 別	内 容
12	基準項目	3 学生の受け入れ
	指摘事項	3) 編入学定員に対する編入学生数比率が、法学部

	において0.14、経済学部経済学科において0.17、経営学部において0.10、人文学部人文学科において0.04と低いので、改善が望まれる。
評価当時の状況	【法学部】 編入学定員に対する編入学生比率が0.14倍に留まっていたことは、定員を過大に編入学定員へと割り振っていたことが原因であった。 【経済学部】 経済学部の経営学科から分離独立した経営学部が2005（平成17）年度から編転入募集を開始したことや、大学数の増加が続く一方で短期大学数が減少傾向にあることの影響を適切に評価できなかった。 【経営学部】 大学数の増加が続くなかで短期大学数が減少傾向にあることの影響を十分に把握・評価できなかったことが原因であった。 【人文学部】 編入学定員確保が重要な課題と認識していたが、積極的な対応をとるまでには至らなかった。
評価後の改善状況	【大学全体】 2014（平成26）年8月7日開催の新学部等検討委員会において、「2016年4月からの収容定員変更の件」を審議し、栄養学部栄養学科の改組（収容定員増）、経営学部経営学科の入学定員増および経済学部経済学科の入学定員減に合わせ、法学部、経済学部、経営学部および人文学部に設定している編入学定員を減じることについて、該当学部教授会で10月末までに審議することを承認した（資料12-1）。その後、該当学部教授会において編入学定員変更について審議し、現状では編入学定員が過大であるとの判断から、編入学定員を変更することを決定した（資料12-2）。 2016（平成28）年4月からの収容定員変更については、2014（平成26）年11月13日開催の新学部等検討委員会、11月20日開催の総合企画会議、11月27日開催の評議会で審議し、12月20日開催の理事会

	において、収容定員変更を決議し、2015（平成 27）年 4 月 28 日に届出を行った（資料 12-3、資料 12-4、資料 12-5、資料 12-6）。 「学部・学科、大学院研究科の志願者・合格者・入学者数の推移」「学部・学科、大学院研究科等の学生定員及び在籍学生数」は、大学基礎データ表 3、表 4 のとおりである（資料 12-7、資料 12-8）。 【法学部】 評価当時の状況につき、新学部等検討委員会における「2016 年 4 月 神戸学院大学収容定員変更について（案）」を法学部において審議する際に見直しを行った（2014（平成 26）年 10 月 14 日教授会での審議）。法学部での審議においては、上記案を原案通り了承した（資料 12-9）。 【経済学部】 2014（平成 26）年 8 月 7 日開催の新学部等検討委員会において「2016 年 4 月からの収容定員変更の件」が審議され、経済学部に対して「2016 年度入試より編入学定員を 4 名に変更する」案が提示された。2014（平成 26）年 9 月 26 日開催の教授会でその審議を行い、原案通り了承した（資料 12-10）。 【経営学部】 中期行動計画の中期計画（第 3 層）「10. アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜制度の見直し」の実行計画（第 4 層）として、「(1) 各学部 AP に基づいた、入試科目、入試制度の見直しを行う。(2) 編入学のあり方を再検討し編入学定員の見直しを行う。」という入学センター委員からの報告を受け、学部長、評議員、教務委員等で編入学者数を増加させるための検討を行った（資料 12-11）。経営学部では短期大学指定校編入試制度の導入を検討し、2014（平成 26）年度入試より短期大学指定校編入試制度を導入することを教授会で承認した（2013（平成 25）年 3 月 13 日、教授会承認）（資料 12-12）。その結果、編・転入試における編入学合格者 1 名と短期大学指定校編入試の合格者 3 名、合計 4 名の合
--	--

	格であった（資料 12-13）。 さらに、新学部等検討委員会において、「2016 年 4 月からの収容定員変更の件」が審議され、各学部を設定している編入学定員を減じることについて、該当学部教授会で 10 月末までに審議することが承認された。そこで、2016（平成 28）年度入試より、編入学定員を 4 名とすることを教授会で承認した（2014（平成 26）年 9 月 10 日、教授会承認）（資料 12-14）。 【人文学部】 人文学部における編入学定員を充足するために、2013（平成 25）年度編入学入試より、両学科とも近畿圏を中心とした短期大学からの推薦入学の指定校を設定した（資料 12-15、資料 12-16、資料 12-17）。しかし、2010（平成 22）年度から 5 年間の編入学生数は 1 名、3 名、4 名、1 名、1 名と低迷しており、短期大学からの推薦入学の指定校設定も十分効果を上げていない（資料 12-18）。 このような状況を改善するために、新学部等検討委員会で全学的に収容定員等変更について検討され、その検討結果をもとに、2014（平成 26）年 10 月 8 日開催の教授会で審議を行い、原案どおり了承した（資料 12-19）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 12-1 新学部等検討委員会記録（2014（平成 26）年 8 月 7 日） 資料 12-2 収容定員変更に係る教授会審議結果報告書 資料 12-3 新学部等検討委員会記録（2014（平成 26）年 11 月 13 日） 資料 12-4 総合企画会議記録（2014（平成 26）年 11 月 20 日） 資料 12-5 評議会議事報告書（2014（平成 26）年 11 月 27 日） 資料 12-6 学校法人神戸学院理事会議事録（2014（平成 26）年 12 月 20 日） 資料 12-7 大学基礎データ表 3（既出 資料 11-2） 資料 12-8 大学基礎データ表 4（既出 資料 11-3） 資料 12-9 法学部教授会議事録（2014（平成 26）年 10 月 14 日） 資料 12-10 経済学部教授会議事録（2014（平成 26）年 9 月 26 日） 資料 12-11 経営学部教授会議事録（2012（平成 24）年 10 月 24 日） 資料 12-12 経営学部教授会議事録（2013（平成 25）年 3 月 13 日）

資料 12-13	「2014 年度 編・転入学生数（2014 年 5 月 1 日現在）」
資料 12-14	経営学部教授会議事録（抄録）（2014（平成 26）年 9 月 10 日）
資料 12-15	人文学部教授会議事録（2011（平成 23）年 11 月 30 日）
資料 12-16	人文学部教授会議事録（2012（平成 24）年 4 月 11 日）
資料 12-17	人文学部教授会議事録（2012（平成 24）年 5 月 16 日）
資料 12-18	人文学部編入者数の推移
資料 12-19	人文学部教授会議事録（2014（平成 26）年 10 月 8 日）

No.	種 別	内 容
13	基準項目	3 学生の受け入れ
	指摘事項	4) 大学院における収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科修士課程において0.33、法学研究科博士後期課程において0.13、経済学研究科修士課程において0.25、経済学研究科博士後期課程において0.00、栄養学研究科修士課程において0.38と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	【法学研究科】 課題の確認を含めて、毎年度方策を検討してきたが、定員を充足するには至っていなかった。 【経済学研究科】 入試制度における各種の改善を行ってきたが、定員を充足するまでには至っていなかった。 【栄養学研究科】 収容定員に対する在籍学生数比率が、0.38 と高いとは言えない状況があった。栄養学部では、資格取得を目的とする学部であることから就職を優先する学生が多いことが一因であった。
	評価後の改善状況	【大学全体】 大学院の収容定員充足について、2015（平成 27）年 4 月 9 日開催の学部長懇談会において、大学としての対応を行うため新学部等検討委員会で検討を始め、今年度中に結論を出すこととした（資料 13-1）。なお、大学院の収容定員充足のため、職業上必要な高度専門的知識・能力を修得することを目的として入学を希望する社会人入学者の増加を目指し、長期履修学生の受け入れを行っている。

		「学部・学科、大学院研究科の志願者・合格者・入学者数の推移」「学部・学科、大学院研究科等の学生定員及び在籍学生数」は、大学基礎データ表 3、表 4 のとおりである（資料 13-2、資料 13-3）。 【法学研究科】 法学部生向けの法学研究科（修士課程）説明会を毎年度実施し（2011（平成 23）年 11 月 29 日、2012（平成 24）年 7 月 13 日、2014（平成 26）年 1 月 14 日、2014（平成 26）年 12 月 9 日）、掲示でも受験を呼びかけている（資料 13-4、資料 13-5、資料 13-6、資料 13-7）。 成績優秀者対象入試の該当者に対して、手紙・掲示等で積極的な出願を呼びかけている。 また、2015（平成 27）年度の研究科委員会で長期履修制度導入について審議している（資料 13-8、資料 13-9）。 【経済学研究科】 経済学研究科では、社会人として仕事をしながらでも修士課程の勉学が可能となるように、長期履修制度を経済学研究科委員会（2014（平成 26）年度第 6 回）で確定し、2016（平成 28）年度から開始することとした（資料 13-10）。また、少人数教育の成果を重視する目的から経済学研究科内に経営学研究科設置検討委員会を立ち上げ、2015（平成 27）年度中に結論を得るべく、定員を一定程度削減することに関して検討している（資料 13-11）。 【栄養学研究科】 大学院教育部会において、大学院の収容定員の充足・志願者増の方策の 1 つとして「長期履修制度の導入」が決定されたことを受け、栄養学研究科における「神戸学院大学大学院栄養学研究科長期履修細則」（以下「長期履修細則」という。）を制定するための基本方針を、2013（平成 25）年 4 月 24 日の栄養学研究科委員会で承認した（資料 13-12）。長期履修細則を作成し、2013（平成 25）年 12 月 11 日の栄養学研究科委員会で承認した（資料 13-13）。
--	--	---

	さらに、栄養学研究科自己点検評価カレンダーに記載のとおり、栄養学研究科のホームページを開設するとともに、広報誌を作成した（資料 13-14、資料 13-15）。 3 年任期である実習助手は、希望すれば 2 年間の延長が可能であるが、延長の際に栄養学研究科へ社会人入学することを奨励することで社会人入学者を増やすよう努力を行っている（資料 13-16）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 13-1 新学部等検討委員会記録（2015（平成 27）年 7 月 2 日） 資料 13-2 大学基礎データ表 3（既出 資料 11-2） 資料 13-3 大学基礎データ表 4（既出 資料 11-3） 資料 13-4 「大学院法学研究科ガイダンス」（2011（平成 23）年 11 月 29 日） 資料 13-5 「大学院法学研究科（修士課程）説明会」（2012（平成 24）年 7 月 13 日） 資料 13-6 「大学院法学研究科ガイダンス（修士課程説明会）」（2014（平成 26）年 1 月 14 日） 資料 13-7 「大学院法学研究科ガイダンス（修士課程説明会）」（2014（平成 26）年 12 月 9 日） 資料 13-8 法学研究科委員会議事録（2015（平成 27）年 5 月 12 日） 資料 13-9 法学部研究科委員会議事（案）（2015（平成 27）年 7 月 14 日） 資料 13-10 経済学研究科委員会議事録（長期履修制度）（2015（平成 27）年 2 月 16 日） 資料 13-11 経営学研究科設置検討委員会議事録（2014（平成 26）年 8 月 28 日） 資料 13-12 栄養学研究科委員会議事報告書（2013（平成 25）年 4 月 24 日） 資料 13-13 栄養学研究科委員会議事報告書（長期履修細則）（2013（平成 25）年 12 月 11 日） 資料 13-14 「大学ホームページ（大学院 栄養学研究科／食品薬品総合科学研究科）」 http://www.nutr.kobegakuin.ac.jp/~eiyouhm/daigakuin.htm 資料 13-15 「GOOD HEALTH +」 資料 13-16 栄養学研究科委員会議事報告書（2013（平成 25）年 2 月 27 日） （既出 資料 1-19）

No.	種 別	内 容
-----	-----	-----

14	基準項目	4 内部質保証
	指摘事項	1) 薬学部を除いて、自己点検・評価の報告書がホームページで公表されていないので、公表することが望まれる。
	評価当時の状況	【大学全体】 1995（平成7）年3月に「神戸学院大学の現状と課題」を刊行し、1997（平成9）年5月に大学基準協会第1回「相互評価」報告書として、「神戸学院大学の現状と課題 第2号」を刊行し学内外に公表した。 2004（平成16）年度には自己点検評価結果および第2回相互評価結果を「神戸学院大学の現状と課題 第3号」にまとめて学内外に公表した。大学基準協会の相互評価および認証評価はCD-ROMに納め、大学に対する提言の長所として特記すべき事項だけでなく、助言や勧告についても真摯に受け止め、教育・研究の一層の充実に向けて改革を進めていくように、大学公式ホームページに掲載することにより、自己点検・評価の実施の結果を社会に公表していた（「2011年度点検・評価報告書」240頁）。 しかし、毎年自己点検・評価報告書は、2011（平成23）年の評価時には、薬学部および実務法科学研究科のみを本学ホームページにて公表していた。
	評価後の改善状況	【大学全体】 自己点検・評価結果の公表については、2013（平成25）年度から「神戸学院大学学則」、大学院学則に「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを規定し、より明確にした（資料14-1、資料14-2 各第1条の2）。 2012（平成24）年度の自己点検・評価は、大学基準協会に提出した「2011年度点検・評価報告書」および大学基準協会より拝受した「大学評価分科会報告書」を基に実施した。その結果は、「2012年度改革・改善報告書」として、2014（平成26）年2月に本学ホームページにて公表している（資料14-3）。 2013（平成25）年度以降の自己点検・評価は、2012

	(平成 24) 年の法人創立 100 周年を機に 2013 (平成 25) 年度から 5 年間に実施する具体的な施策をまとめた「中期行動計画」の「年次達成度報告書」をもって行うことを自己点検評価委員会 (以下「委員会」という。) において決定した (資料 14-4、資料 14-5)。「2013 年度年次達成度報告書」は、各自己点検評価小委員会 (以下「小委員会」という。) において作成し、委員会を経て、自己点検評価結果検証委員会において客観性、適切性、妥当性等にかかる検証を行い、検証結果に基づき各小委員会において加筆・修正のうえ、中期行動計画の実行計画 (第 4 層) 毎の達成度等を 2015 (平成 27) 年 3 月に本学ホームページにて公表している (資料 14-6～資料 14-9)。 2014 (平成 26) 年度の「年次達成度報告書」は、同様の自己点検・評価の PDCA サイクルを実施し、実行計画 (第 4 層) 毎の達成度等を本学ホームページにて 2015 (平成 27) 年 11 月に公表する予定である (資料 14-10)。 2015 (平成 27) 年度も、自己点検・評価の PDCA サイクルを実施し、教育・研究および社会貢献等の一層の充実に向けて、改革・改善を推進していくと同時に、学生をはじめとするステークホルダーの期待に応えられるよう、さらに内部質保証システムの確立と社会への情報の公表に取り組んでいる。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 【大学全体】 資料 14-1 神戸学院大学学則 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/regulations/pdf/gakusoku-01.pdf 資料 14-2 神戸学院大学大学院学則 (既出 資料 1-2) http://www.kobegakuin.ac.jp/information/regulations/pdf/gakusoku-dai01.pdf 資料 14-3 「大学ホームページ (2012 年度改革・改善報告書)」 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/improvement.html 資料 14-4 「学校法人神戸学院中期行動計画 2013-2017」

	http://bookshelf.wisebook3.jp/bookstore/viewer/kguebook/1417/#1 資料 14-5 神戸学院大学自己点検評価規則 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/pdf/jikohyoukakisoku.pdf 資料 14-6 自己点検評価委員会議事録（2013(平成 25) 年 10 月 31 日） 資料 14-7 神戸学院大学自己点検評価規則細則 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/pdf/jikohyoukasaisoku.pdf 資料 14-8 神戸学院大学自己点検評価結果検証委員会規程 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/pdf/jikohyoukakensyou.pdf 資料 14-9 「大学ホームページ（2013 年度年次達成度報告書）」 http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/improvement2013.html 資料 14-10 「2015 年度自己点検評価スケジュール」
--	--

以 上

